

歴史 活動例D「我が国の開国とその背景」

(1) 学習単元と具体的な学習内容

学習単元：内容（5）ア・イ・エ・カ

○我が国の開国とその背景 ○近代国家の成立

具体的な学習内容

○市民革命と産業革命 ○欧米のアジア進出 ○開国とその影響

この単元は19世紀後半の開国、明治維新以降の我が国の近現代の歴史について、世界の動きとのかかわりの中で学習させる大単元の最初の小単元に当たる。欧米諸国では市民革命や産業革命などにより近代化が進み、原料の供給地や市場を求めて海外へ進出した。アジア諸国もその影響を受け、鎖国政策をとっていた江戸幕府もついに開国し近代化へと変化していく。外国人生徒の中にはアジア諸国からの生徒が多いため、この時代にそれぞれの国が受けた影響についての知識がある生徒も少なくない。そこでその知識を活用させ、日本ではどのように影響を受け、どのように近代化が進んだのかを考えさせることによって、日本の近現代史に興味を持たせるよい機会になる。

(2) 目標

①社会科としての目標

- ・近代社会の成立の下、欧米諸国が新たな市場や原料、植民地を求めてアジアへ進出したことを理解させる。
- ・幕府が対外政策を転換して開国したことと、その政治的及び社会的影響を考察させる。

②身につけさせたいスキル

- ・歴史的な資料（地図・歴史年表・読物史料・グラフ・図など）から学習に必要な情報を収集し、当時の様子を想像するスキル。
- ・開国による影響について理解したことを、年表をつくる等の簡単な方法で表現するスキル。

③身につけさせたい日本語のスキル

- ・歴史的な資料から読み取った情報について日本語でやりとりして、開国の影響について考えたことを簡単な文で表すスキル。

(3) 対象とする生徒のイメージ

経験 知識	母国の通史の学習経験があり、母国と日本の関係についても多少は知っている。日本の歴史についてはほとんど知らない。歴史的な資料に触れる経験も少しある。
日本語の力	日常や学習の場面での会話はなんとかでき、読み書きもなんとかできる（ただし、漢字については小学3年生レベルの漢字）。授業の内容も多少は理解することができるが、難しい漢字などは理解できない。

(4) 学習の流れと参加支援の例 (全体の時間数 5 時間程度)

	在籍学級における学習活動例	学習への参加を促すための支援の例
つかむ	①アメリカの独立やフランス革命を通して、市民革命とは何かを理解する。	○星条旗の意味について話し合い、市民革命の思想をつかませる。 ○「人権宣言」などの資料に読みがなをふる。
	②産業革命による欧米諸国の経済や社会生活の変化に気付く。	○教科書の挿絵について「何か、前の時代とどう違うか」等、具体的に話し合い、変化について想像させる。
まとめ	③欧米諸国がアジアに進出した理由を理解する。	○19世紀中ごろの地図を活用し、欧米諸国のアジア進出の経路や目的を伝える。
	④アジアの国々(インド・中国)はその結果どのようになったかまとめる。	○イギリスとインドの綿布貿易のグラフやアヘン戦争の挿絵について、読み取り活動をしていねいに行う。
ひろげる	⑤欧米諸国(アメリカのペリー)が日本へ来航したことを理解する。	○ペリーの航路の地図などを利用して、開港当時のアジア諸国の状況をとらえさせる。
	⑥条約を結んで開国したことによって日本はどのような影響を受けたか考える。	○読みがなをふった「条約」の資料を準備する。 ○折れ線グラフを利用して、急激な物価の上昇をつかませる。
発信する	⑦欧米諸国のアジア進出が、日本の開国を招き、そのことにより国内が大きく変化したことを理解し、その内容を発表する。	○学習したことについて話し合い、整理して板書する。それを「こよみ」として整理するよう示唆する。 ○こよみや関連資料を利用して、自分の感想や考えたことを発表させる。

※網掛け：(5) 指導案で示す授業

(5) 指導案

①本時の目標

ペリーの来航がきっかけで開国したこと理解し、開国が当時の日本社会に与えた影響について考えさせる。

②本時の展開

	学習活動	・指導上の留意点、★教材	○日本語支援(タイプ)
導入	①地図上のペリー来航の航路を確認して、長い航海をして日本にきた目的を予想する。	・自分の国のことも考えながら、自由な発想で考えさせる。 ・ペリーの通ってきた航路をワークシートに記入させる。 ★ワークシート	○日本語支援(タイプ) ○掛け図を利用し示しながら問いかける。【理解】 ○他のアジア諸国と欧米との交易関係について振り返らせ、ペリーの目的を想像させる。【理解】

展 開	<p>②この頃の日本の外交政策とアジアに進出した欧米諸国の様子を確認する。</p> <p>③鎖国政策をとる幕府の対応と「日米和親条約」の内容をまとめる。</p> <p>④「日米修好通商条約」の締結の経緯を知り、内容をまとめる。</p> <p>⑤条約の締結（開国）は、日本にどのような影響をあたえたのか考える。</p>	<p>・鎖国政策…異国船打払令などを確認させ、アジアの植民地化についても確認させる。</p> <p>・「日米和親条約」の資料から必要な事項を書き抜かせる。</p> <p>・「日米修好通商条約」の資料から不平等条約である内容を確認させ、まとめさせる。</p> <p>・条約の締結にいたる状況や条約の内容なども踏まえ、国内の政治や社会の変化を考えさせる。</p> <p>★社会生活の変化（グラフ）</p>	<p>○「鎖国」「異国船打払令」などについて簡単なことばで言い換えて説明する。</p> <p>○条約の内容を、簡単なことばに言い換えたり、具体例を示しながら紹介する。</p> <p>○条約の内容を易しく書き換えたものを準備し、不平等だと思ふ箇所に下線を引かせる。</p> <p>【表現・理解・情意】</p> <p>○グラフの見方を説明する。</p> <p>【理解】</p> <p>また、グラフから読み取ったことは型を示して表現させる。【表現】</p>
ま と め	<p>⑥自分の考えた開国後の日本の社会の様子をまとめて、今後どうすればよいかを考え、発表する。</p>	<p>・開国後の様子を正確にとらえさせ、その原因の所在に気付かせながら、今後予想される社会の変化を発表させる。</p>	<p>○ここまでの学習を振り返り、キーワードを示す。</p> <p>【理解・記憶】</p> <p>○キーワードを利用して開国後の問題について話し合わせる。【表現】</p> <p>○変化の可能性のある事柄を挙げて、予測させる。予測したことを表現する型を示す。【理解・表現】</p>

<キーワード> ペリー来航 ・ 日米和親条約 ・ 日米修好通商条約 ・ 不平等条約

(6) 教材・教具、問いかけ・応答の例

①問いかけ・応答の例

(4) の②～④の活動の問いかけ方の例>・・・生徒の日本語の力や歴史学習の状況にあわせて表現を調整する。

T 「ペリーが日本にやって来た頃、来た時、日本は何時代でしたか？どこ？」（年表を指し示す）

S 「ここ、何だっけ？江戸？」

T 「江戸時代だね。では、その頃、日本は外国とどう付き合っていましたか？」

S 「さあー！ 忘れたわ！」

T 「この字覚えていますか？（「鎖国」と書いたカードを見せながら）」

S 「何とか、くに！」

T 「さこくと読みます。どういう意味ですか。鎖は、チェーンとか、閉じるってことだよ。」

S 「チェーンの国？チェーンを作ってた？まさかね。」

S 「とじるだったら、閉じる国？国が閉じる？」

T 「そう、日本がドアを閉じて外国の人が来ないようにしたのです。日本は外国とは付き合い合わなかったんですよ。それを鎖国といいます。その時に、（挿絵を示す）4せきの船があるね、軍艦っていうんだよ。ペリーがこの軍艦でやって来たのです。「ペリーの来航」（語彙カードを示す）です。」

T 「ペリーが来た時、日本はどうしたと思いますか。喜んでいらっしやいって言った？それとも、来るな言った？どうしたと思いますか。」

S 「戦った！来てほしくないから」

T 「このころ、外国の船が来ると戦って、追い払っていました。「異国船打払令」という命令があったのです。（重要語彙カードを示す）「異国」っていうのは、今のなんのことだと思う。」

S 「外国かなあ？」

T 「そう、外国のことです。じゃあ、「打払」っていうのはどういう意味だと思う。」

S 「「打ち」だから、たたく？ってことですか。あつ、戦うんだ。」

T 「そうですね、外国船がきたら、戦って追い払うという意味です。」

S 「じゃあ、ペリーと戦って、追い払ったんですか？」

T 「実は、この軍船を見てください。日本は戦争して勝てると思いますか？」

T 「アメリカのペリーは今までの外国と違ったのです。日本はアメリカと付き合いという約束をしました。鎖国をやめて、開国したわけです。国を開いたのです。この時の約束が日米和親条約です。こう書きます。（カードを見せる）日は日本ですが、米はなんのことでしょうか。」

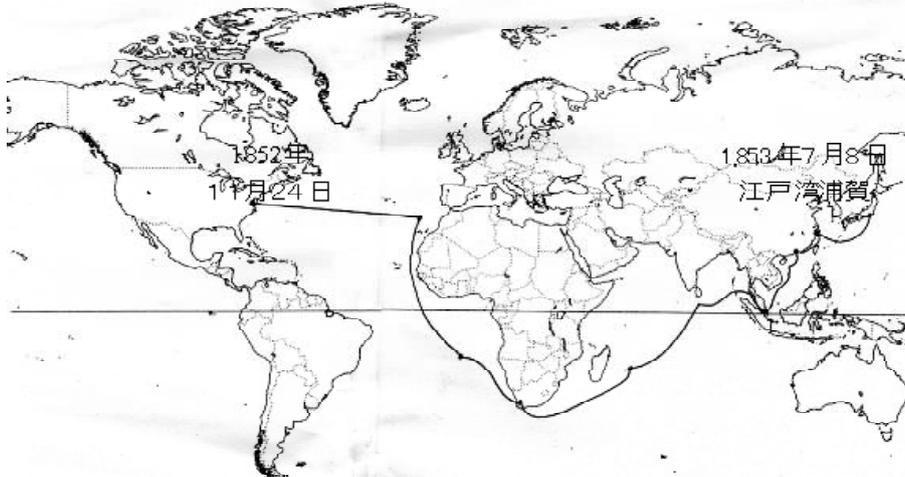
S 「『米』は、アメリカ？」

T 「そう、日米は日本とアメリカっていう意味ですね。じゃあ、和親の意味はどうだろう。この条約を読んで、和親の意味を考えよう。」

②教材・教具

掛け図（世界地図）、重要語句カード 語彙カード

1 ペリーはどんな航路で日本にやってきたのか？



※「新しい社会 歴史」東京書籍

2 右の資料を読んで分かったことは何ですか？

- () と () の2港を開くことにしました。
★「開港 (かいこう)」といいます。
- ペリーは何を調達するためにやってきたのですか。
()

にちべいわしんじょうやく
日米和親条約 (部分要約) 1854年
 第2条 下田、函館の両港はアメリカ船の薪水(薪と水)食料、石炭、欠乏の品を、日本にて調達をすることに限って、入港を許可する。

3 右の資料のポイントは何だろう？

第4条…

日本に輸出入の商品の税金は誰が決めますか。

()

第6条…

アメリカ人が日本で犯罪をおかしたとき、だれがどう罰しますか

()

◎日本にとって、この条約はどんな条約ですか。

()

にちべいしゅうこうつうしょうじょうやく
日米修好通商条約 (部分要約) 1858年
 第4条 すべて日本に対して輸出入する商品は別に定める通り、日本政府へ関税を納めること。
(輸出入する商品の税金を日本政府にはらいます。税金については、[別] のところを見てください。)
 第6条 日本人に対して法を犯したアメリカ人は、アメリカ領事裁判所において取り調べのうえ、アメリカの法律によって罰すること。
(アメリカ人が日本で法律をやぶったら、アメリカの裁判所で調べて、アメリカの法律で罰します。)
 [別] 日米協定しない関税は決められない。
(日本は自分だけで税金を決められません。日米で相談して決めなければなりません。)
 ★日本が関税を自主的に決定する権限をうばう条 文

